

| メニュー | 類別  | 達成すべき成果目標基準及びポイント   | 成果目標に対する現況値ポイント  |
|------|-----|---|--|
| 野菜   | 120 | <p>15%以上・・・10ポイント<br/>                     12%以上・・・8ポイント<br/>                     9%以上・・・6ポイント<br/>                     6%以上・・・4ポイント<br/>                     3%以上・・・2ポイント</p> <p>なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10a当たり収量を4%以上増加。</p> <p>20%以上・・・10ポイント<br/>                     16%以上・・・8ポイント<br/>                     12%以上・・・6ポイント<br/>                     8%以上・・・4ポイント<br/>                     4%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別121のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別122のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別127のうち「単位面積当たりの収量」及び類別129のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。</p>  | <p>又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>62.0%以上・・・5ポイント<br/>                     47.3%以上・・・4ポイント<br/>                     32.5%以上・・・3ポイント<br/>                     17.8%以上・・・2ポイント<br/>                     3.0%以上・・・1ポイント</p>   |
|      | 121 | <p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を5%以上縮減。</p> <p>21%以上・・・10ポイント<br/>                     17%以上・・・8ポイント<br/>                     13%以上・・・6ポイント<br/>                     9%以上・・・4ポイント<br/>                     5%以上・・・2ポイント</p> <p>ただし、集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。</p> <p>・現行の出荷規格数を5%以上削減。</p> <p>25%以上・・・10ポイント<br/>                     20%以上・・・8ポイント<br/>                     15%以上・・・6ポイント<br/>                     10%以上・・・4ポイント<br/>                     5%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」又は「出荷規格数」を選択した場合は、類別122の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別122のうち「出荷規格数」及び類別151の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※出荷規格数の削減を選択する場合、削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年度に出荷実績があるものに限る。</p> <p>また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。</p> | <p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>60.0%以上・・・5ポイント<br/>                     45.8%以上・・・4ポイント<br/>                     31.5%以上・・・3ポイント<br/>                     17.3%以上・・・2ポイント<br/>                     3.0%以上・・・1ポイント</p> |
|      | 122 | <p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</p> <p>41%以上・・・10ポイント<br/>                     31%以上・・・8ポイント<br/>                     21%以上・・・6ポイント<br/>                     11%以上・・・4ポイント<br/>                     5%以上・・・2ポイント</p> <p>ただし、集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。</p> <p>・現行の出荷規格数を5%以上削減。</p> <p>25%以上・・・10ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</p> <p>24.0%以上・・・5ポイント<br/>                     18.8%以上・・・4ポイント<br/>                     13.5%以上・・・3ポイント<br/>                     8.3%以上・・・2ポイント<br/>                     3.0%以上・・・1ポイント</p>   |

配分基準

| メニュー | 類別  | 達成すべき成果目標基準及びポイント  | 成果目標に対する現況値ポイント   |
|------|-----|--|---|
| 野菜   | 122 | <p>20%以上・・・8ポイント<br/>                     15%以上・・・6ポイント<br/>                     10%以上・・・4ポイント<br/>                     5%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別121のうち「生産コスト」及び「出荷規格数」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「出荷規格数」を選択した場合は、類別121及び類別151の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※出荷規格数の削減を選択する場合、削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年祖に出荷実績があるものに限る。</p> <p>また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。</p>  |   |
|      | 123 | <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。<br/>                     33ポイント以上・・・10ポイント<br/>                     26ポイント以上・・・8ポイント<br/>                     19ポイント以上・・・6ポイント<br/>                     12ポイント以上・・・4ポイント<br/>                     5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5%以上の場合は、下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加。<br/>                     70%以上・・・10ポイント<br/>                     55%以上・・・8ポイント<br/>                     40%以上・・・6ポイント<br/>                     25%以上・・・4ポイント<br/>                     10%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別130の成果目標を選択することはできない。</p> | <p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。<br/>                     48.0%以上・・・5ポイント<br/>                     37.3%以上・・・4ポイント<br/>                     26.5%以上・・・3ポイント<br/>                     15.8%以上・・・2ポイント<br/>                     5.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上（事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る）。<br/>                     0.70%以上・・・5ポイント<br/>                     0.59%以上・・・4ポイント<br/>                     0.48%以上・・・3ポイント<br/>                     0.37%以上・・・2ポイント<br/>                     0.26%以上・・・1ポイント</p> |
|      | 124 | <p>・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。<br/>                     25ポイント以上・・・10ポイント<br/>                     20ポイント以上・・・8ポイント<br/>                     15ポイント以上・・・6ポイント<br/>                     10ポイント以上・・・4ポイント<br/>                     5ポイント以上・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。<br/>                     49%以上・・・5ポイント<br/>                     38%以上・・・4ポイント<br/>                     27%以上・・・3ポイント<br/>                     16%以上・・・2ポイント<br/>                     5%以上・・・1ポイント</p>  |
|      | 125 | <p>・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。<br/>                     5ポイント以上・・・10ポイント<br/>                     4ポイント以上・・・8ポイント<br/>                     3ポイント以上・・・6ポイント<br/>                     2ポイント以上・・・4ポイント<br/>                     1ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>  | <p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。<br/>                     25%以上・・・5ポイント<br/>                     20%以上・・・4ポイント<br/>                     15%以上・・・3ポイント<br/>                     10%以上・・・2ポイント<br/>                     5%以上・・・1ポイント</p>   |
|      | 126 | <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。<br/>                     20ポイント以上・・・10ポイント<br/>                     16ポイント以上・・・8ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。<br/>                     20%以上・・・5ポイント<br/>                     15%以上・・・4ポイント<br/>                     10%以上・・・3ポイント<br/>                     5%以上・・・2ポイント</p>   |

| メニュー | 類別  | 達成すべき成果目標基準及びポイント   | 成果目標に対する現況値ポイント  |
|------|-----|---|--|
| 野菜   | 126 | 13ポイント以上・・・6ポイント<br>9ポイント以上・・・4ポイント<br>5ポイント以上・・・2ポイント  | 3%以上・・・1ポイント   |
|      | 127 | ・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。<br>32%以上・・・10ポイント<br>25%以上・・・8ポイント<br>19%以上・・・6ポイント<br>12%以上・・・4ポイント<br>5%以上・・・2ポイント<br>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120及び類別128の成果目標を選択することはできない。   | ・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。<br>16.0%以上・・・5ポイント<br>12.8%以上・・・4ポイント<br>9.5%以上・・・3ポイント<br>6.3%以上・・・2ポイント<br>3.0%以上・・・1ポイント<br>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別128の現況値を選択することはできない。 |
|      | 128 | ・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。<br>25ポイント以上・・・10ポイント<br>20ポイント以上・・・8ポイント<br>15ポイント以上・・・6ポイント<br>10ポイント以上・・・4ポイント<br>5ポイント以上・・・2ポイント<br>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別127の成果目標を選択することはできない。<br>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。 | ・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。<br>15%以上・・・5ポイント<br>12%以上・・・4ポイント<br>9%以上・・・3ポイント<br>6%以上・・・2ポイント<br>3%以上・・・1ポイント<br>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別127の現況値を選択することはできない。             |
|      | 129 | ・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。<br>15%以上・・・10ポイント<br>12%以上・・・8ポイント<br>9%以上・・・6ポイント<br>6%以上・・・4ポイント<br>3%以上・・・2ポイント<br>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。  | ・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。<br>15%以上・・・5ポイント<br>12%以上・・・4ポイント<br>9%以上・・・3ポイント<br>6%以上・・・2ポイント<br>3%以上・・・1ポイント<br>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。   |
| 花き   | 130 | ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。<br>50%・・・15ポイント<br>40%・・・12ポイント<br>30%・・・9ポイント<br>20%・・・6ポイント<br>10%・・・3ポイント<br>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別123の成果目標を選択することはできない。   | ※当該類別については、新規導入品目に限る。  |
|      | 131 | ・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。<br>15ポイント以上・・・10ポイント<br>12ポイント以上・・・8ポイント<br>9ポイント以上・・・6ポイント<br>6ポイント以上・・・4ポイント<br>3ポイント以上・・・2ポイント   | ・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。<br>20%以上・・・5ポイント<br>15%以上・・・4ポイント<br>10%以上・・・3ポイント<br>5%以上・・・2ポイント<br>3%以上・・・1ポイント   |
|      | 132 | ・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を3ポイント以上増加。<br>① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に  | ・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。<br>38%以上・・・5ポイント<br>31%以上・・・4ポイント   |